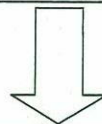
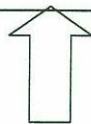


保険者協議会との関係性

保険者協議会

- ①「健診・保健指導事業計画」の作成
- ②健診・保健指導の実施体制の協議
- ③民間事業者の評価
- ②健診データとレセプトデータの分析



都道府県の連携協議会では、委員の共有・参加や合同会議などを行い、保険者協議会と連携協議会間の情報のやり取りがスムーズに行くように、体制を整える

19

情報を収集するには

・ 数量的データ

1. 健康日本21の策定時、中間評価の資料
2. 保険者協議会の医療費関係の分析資料
3. 社会保険健康づくり事業団からの県別情報を活用
4. 健診機関の年報などの活用
5. 委員が持っている情報を公開してもらう
6. 新たにアンケートを行う

・ 質的データなど

1. 各機関が行っている健診、説明会、総会、講演会などの事業内容(事業カレンダーを作る)
2. 業種組合や衛生管理者などの集まりが持っている実際に即した情報を聞き取る

20